

6カ国協議における北朝鮮の核申告と検証問題を巡る 米朝の確執と妥結を巡る—考察

斎藤 直樹

An Observation on U.S.-North Korean Confrontations and Reconciliations
on Nuclear Declaration and Verification Issues in the Six Party Talks

SAITO Naoki

Abstract

This article is designed to examine some problems involved in the nuclear declaration submitted by North Korea and its verification in the Six-Party Talks aimed at dismantling all nuclear programs of North Korea by surveying a series of continually dramatic developments since the agreement of October, 2007 to October, 2008.

キーワード：6カ国協議 申告 検証

Key words : Six Party Talks, Declaration, Verification

はじめに

2003年8月に米、朝、中、日、韓、露の6カ国が参加する6カ国協議が開始されて以来、2007年の終わりまでに、2005年9月の「共同声明」¹⁾、2007年2月の「共同声明の実施のための初段階の措置」²⁾、同年10月の「共同声明の実施のための第二段階の措置」³⁾といった合意文書が結ばれた。「第二段階の措置」の履行を巡り、米朝は核計画の申告や検証を巡り確執を続けたが、2009年1月の任期切れ前に成果を急いだブッシュ政権は譲歩を続けたことで、ようやく「第二段階」の履行は完遂に近づこうとしている。しかし、現実には北朝鮮の核兵器計画の廃棄という6カ国協議が掲げた当初の目的とは裏腹に、北朝鮮の実質的な核能力は規制されないまま不十分かつ曖昧な着地点へ向かいつつある。本稿は2007年10月の合意から2008年10月までの進捗を踏まえ、

6カ国協議の焦点となっている申告と検証の問題を考察してみたい。2007年10月までの6カ国協議の進展については、「北朝鮮の核兵器開発と失速する6カ国協議についての一考察」(『山梨国際研究』第3号 2008年所収)を参照のこと。

「共同声明の実施のための第二段階の措置」の採択
2007年2月に採択された「共同声明の実施のための初段階の措置」と銘打った合意は6カ国協議が妥結する方向へ転ずる重大な転機になった。これを受け、2005年秋から懸案となっていたマネーロンダリングに端を発する金融制裁が解除されると、金正日指導部も遅ればせながら初段階の措置の実施に移った。これに続いて2007年10月に採択されたのが「共同声明の実施のための第二段階の措置」であった。

とはいえ、この合意文書にしても厳しい評価は

免れなかった。期限内の「すべての核計画の完全かつ正確な申告 “complete and correct declaration of all its nuclear programs”」とすべての既存の核施設の無能力化を謳い文句としたわりには、合意内容は随分不十分かつ曖昧なものに留まったからである。履行期限が2007年12月31日に設定されたのは一応の成果とはいえ、無能力化の対象施設とされたのは寧辺（ヨンビョン）の5000キロ・ワット黒鉛減速炉（以下、黒鉛炉）、使用済み核燃料棒再処理施設、核燃料棒製造施設など、1990年代からお馴染みの三施設であった。しかも無能力化といっても、本来あるべき「無能力化（disablement）」とは程遠く、実際には一定期間にわたり核活動が停止されるにすぎなかった。同じく期限内でのすべての核計画に対する完全かつ正確な申告が盛り込まれたが、合意文書に懸案の高濃縮ウラン計画への言及もなかったことで、申告問題はさらなる火種となりかねなかった。加えて、北朝鮮が行う無能力化に並行する形で米国がテロ支援国家の指定解除を行うとされたが、その手順については相変わらず曖昧であった。さらにエネルギー支援として90万トンの重油の提供が行われるとされたが、いつどのような形で実行されるかについても不明確であった。

これまで多くの係争点が先送りにされてきた諸々の経緯を踏まえると、「第二段階の措置」でそれらのほとんどに妥結が図られる必要があったが、残念ながらそうはならなかった。合意文書は米朝双方にとって合意可能な点にだけに合意した最小限のものであり、係争点の多くはまたしても先送りにされた。いずれにしても、第二段階の措置の履行が始まった。

合意の履行問題

北朝鮮当局がようやく寧辺の核関連施設の無能力化作業に着手したが、これを伝える『朝鮮中央通信』の報道はその順調振りを誇示した。それによれば、11月5日に始まった核施設の無能力化の進捗状況について6カ国協議参加国の核専門家からなる調査団が11月28日に黒鉛炉、再処理

施設、燃料棒施設などの視察を行ったが、無能力化作業が予定表に従い順調に進んでいることを調査団は確認した。「行動対行動」の原則に従い、可及的速やかに無能力化への政治的・経済的な補償措置が履行されなければならないと調査団は口々に話した。10月3日の合意に従い年内に無能力化の公約を誠実に履行していることから、今度は米国と他の参加国がこれに続く番だと、同メディアは力説した。⁴⁾

ところが、まもなく合意の履行が危ぶまれだした。その理由の一つは、後述のとおり、合意で予定された重油が届かないとして北朝鮮が無能力化作業を急遽、停止させたからである。もう一つは、すべての核兵器計画についての申告という決定的な問題が表出したことに関連する。米国が求めるすべての核兵器計画についての十分かつ正確な申告を金正日指導部は行う用意があるであろうか。北朝鮮が一体、何発の原爆を保有しているのか。またどの程度の分量のプルトニウムを保有するのか。そして高濃縮ウラン計画が実在するのかどうか。第三国からどの程度の分量の核関連物質を購入しているのか。さらに第三国に核関連技術を移転したことがあるのかどうか。金正日指導部がこれらの一連の問い合わせにどのように回答するであろうか。これまでことあるたびに先延ばしとされてきた争点が凝縮した問題こそ申告であったが、ついにこの問題への攻防へと舞台が移ることになった。

ブッシュ書簡

この間、2007年末日の申告書の提出期限まで1ヵ月を切った12月上旬にヒル米6カ国協議首席代表は急遽、訪朝した。その際、期限内の提出に真摯に応じるよう金正日総書記へ求めるブッシュ書簡をヒルが携えていたことが話題となった。⁵⁾

「親愛なる総書記」で始まったブッシュ書簡は、6カ国協議についてだけではなく将来の国交正常化の展望についても言及し、2002年1月に金正日指導部を「悪の枢軸」の一員として激しく罵倒し挑発した論調と打って変わって柔軟で丁重な論調であった。政権発足から内政でも外交でも成果らしい成果を挙げていない政権の最高指導者にとっ

て、6ヵ国協議での合意とその履行こそ残したい業績の一つであり、そのために申告に真摯に応じて欲しいとのお伺いを立てたとの見方が一般的であった。

とはいっても、書簡はその実、通り一片のお願いではなく、肝心なところで金正日に鋭く釘を刺したものであった。すなわち、これまで製造した弾頭数、生産した兵器級核物質の量について、外国からどのような核物質と情報を受領したかについて、さらに外国にどのような核材料と知識を移転したかなどについて、過去と現在のすべての核兵器活動について完全かつ正確な申告を行わなければならないとの核心に書簡は触れ、完全かつ正確な申告でなければ受け容れられないと断じた。しかも、北朝鮮の他に中国、ロシア、日本、韓国など他の参加国の首脳にも多少内容の異なる書簡が送付されたことから、申告についての意思統一を他の参加国と図ろうとした意図も看取された。これに対する金正日の回答はなかった。

履行の期限切れ

合意の履行期限である2007年12月31日が迫ったが、核兵器計画についての期限内の申告は行われなかつた。加えて、核関連施設の無能力化作業も中途で停止した。これに対し、ブッシュ政権は遺憾の意を伝えた。北朝鮮が核兵器計画の完全かつ正確な申告を行わず、核関連施設の無能力化作業を遅延させたことで合意の履行責任を果たしていないとし、すべての核兵器計画と拡散活動の完全で正確な申告を行い、無能力化作業を完遂するよう、ブッシュ政権は改めて注文を出した。⁶⁾

これに対し、北朝鮮外務省は『朝鮮中央通信』を通じ12月31日の履行期限までに合意が履行されなかつたのは北朝鮮ではなくすべて米国や他の参加国の責任によるものであると逆に反駁した。⁷⁾

こうした金正日指導部の反論は先の米国の説明とはなはだ食い違つるものであった。ヒル米6ヵ国協議首席代表は、北朝鮮の核兵器計画についての幾つかの内容について説明を受けたが、文書ではなく非公式の協議での説明にすぎず、期限内に北朝鮮の履行義務とされた申告があったとみなすこ

とはできないと断じた。⁸⁾

ここでいうすべての核計画とは、過去から現在までのすべての核物質、核関連施設、核計画についての完全かつ正確な文書での申告であったが、北朝鮮がそれを履行していないとして、「完全かつ正確な申告」を提出するようヒルは繰り返した。急遽、ヒルは1月10日、6ヵ国協議議長・武大偉との会談を行い、「すべての核兵器計画について完全かつ正確な申告」がなされなければならないとの点を確認しあつたとはいっても、ますます先行きが不透明となつた。⁹⁾

申告を巡り食い違う主張

まず申告上問題となつたのは、北朝鮮が一体、何発の原爆を保有しているのかに關した。¹⁰⁾ ブッシュ政権が申告には原爆の保有数が含まなければならぬ要求すると、「第二段階の措置」の履行としては応じられないとの立場を金指導部は崩さなかつた。

続いて問題となつたのは、どれぐらいの分量のプルトニウムが5000キロ・ワット黒鉛炉から抽出されたかに關した。米政府は50キロ相当ものプルトニウムを抽出したのではないかと疑問視したのに対し、¹¹⁾ 抽出分量は30キロに留まると北朝鮮当局は譲らなかつた。¹²⁾ その内訳として、核兵器開発で18キロを使用し、2006年10月の地下核実験で6キロを使用とした主旨の申告を行つた。このことから、当局の説明では備蓄分量はわずか6キロということになる。いずれにしても、米朝の見解には大きな違いがあつた。

そして高濃縮ウラン計画は存在するのか、否かが重大な問題として浮上した。ブッシュ政権はウラン濃縮に不可欠とされる大量の遠心分離器を1990年代に悪名高いパキスタンのカーン・グループを通じ入手し、高濃縮ウラン計画を極秘裏に進めたと確信している。¹³⁾ そしてそれを裏付ける証拠としてウラン計画で遠心分離器に必要なアルミニウム管をロシアから150トンも入手しているとの事実をブッシュ政権が突きつけると、一貫してウラン計画の存在を完全否定してきた金指導部の姿勢は徐々に変わり始めた。ここにきて、アルミ

ニウム管をロシアから大量に輸入したものの、ウラン濃縮目的には使用しなかったと反発した。¹⁴⁾これに対し、アルミニウム管にはウラン計画が進められていたことを示す痕跡が見つかったとし、改めてウラン計画についての申告が行わなければならぬとブッシュ政権は注文を付けた。¹⁵⁾

さらなる問題は核関連技術の海外移転の可能性であった。ブッシュ政権はカーン・グループから入手したとされるウラン濃縮用の遠心分離器を金指導部がシリアに移転した可能性に強い疑義を表明した。2007年9月にイスラエル空軍はシリアが極秘に核兵器開発を進めていると睨んだ核関連施設を爆撃した。¹⁶⁾これを受ける形で、金指導部に対しシリアへの核関連技術の移転を申告する必要があるとブッシュ政権は迫ったのに対し、核技術を移転した事実は一切ないと北朝鮮側は反駁した。¹⁷⁾

申告を巡る妥協策

こうした膠着状態が続く中、結局、折れたのは合意を急ぐブッシュ政権の方であった。「玉虫色」の妥協策をブッシュ政権は考案した。これが2008年4月8日のシンガポールで行われた米朝会談での合意であった。同日、ヒルと金桂寛（キム・ゲグアン）の米朝両首席代表は、高濃縮ウラン計画とシリアへの核技術移転について特別な取り扱いを行うことで合意した。¹⁸⁾

この結果、申告では北朝鮮のプルトニウム計画だけを扱い、高濃縮ウラン計画やシリアとの核移転について、申告とは別に別文書で取り扱うことになった。北朝鮮がウラン濃縮とシリアへの核技術の移転について行った活動を認めるもの、公式にはそのような活動を認めないとする方式である。しかし、こうした妥協案は「すべての核計画についての完全で正確な申告」とした基本姿勢をブッシュ政権は自ら放棄し、ほぼ全面的に金指導部の意向を受け容れた結果であった。申告の提出を巡る鬭争は結局、ブッシュ政権が多大な譲歩を行った形で一段落したのである。

申告書の提出

金正日指導部は6ヵ国協議の議長国・中国政府に6月26日に申告書を提出した。¹⁹⁾待ちに待った申告書が提出されたことで、ブッシュ大統領は26日、北朝鮮へのテロ支援国家の指定を解除する由を上院に通告すると共に、敵国通商法の適用を解除することを明らかにした。²⁰⁾指定解除が発効するまでの間、申告の検証を厳密に行い、それへの協力が十分でなければ、指定解除は再考すると大統領は述べた。また遅々として進展しない日本人拉致事件について「決して忘れない」と言及し、大統領は今後日本政府と協力し、金正日指導部に対し解決に向けて迫る意思を表明した。指定解除によって被害者の救済と事件の究明は重要な梃子を失った。

米国法にしたがえば、テロ支援国家の指定解除が発効するのは上院に通告してから45日後である。この間、上院は指定解除の発効を阻止するために法律を可決することが可能であるが、大統領はそれに対する拒否権を持つ。したがって、遅かれ早かれ指定解除は避けられぬ情勢となつた。²¹⁾

これに対し、北朝鮮外務省は27日、『朝鮮中央通信』を通じ、申告書の提出に対する見返りとしてブッシュ大統領が直ちにテロ支援国家の指定の解除を議会に通告したことと、敵国通商法の適用を除外することを歓迎した。²²⁾

続いて27日、寧辺の5000キロ・ワット黒鉛炉の冷却塔が爆破され、その映像が世界に流された。指定解除を喜ぶ金指導部が真摯に合意の履行に応じたかのような印象を与えようとしたものだが、20年にもわたり十分に役目を果たした冷却塔が爆破されたことの意味には大きいものはない。むしろ、任期内の外交成果を急ぐブッシュ政権と核の保有を目論む金指導部の利害が奇しくも一致した格好で実現したものであった。²³⁾

申告書の問題

ところで、北朝鮮当局が提出したのはプルトニウム計画についての申告書と、北朝鮮が極秘で進めてきたとされる高濃縮ウラン計画と第三国への核関連技術の移転活動についての米国の懸念を認

めるとした別文書である。ただし、申告書では北朝鮮が生産した実際の核兵器の数については含まれておらず、それ以降の段階で扱われることになった。²⁴⁾

ところで、申告書は核関連施設の目録、プルトニウムの生産及び抽出分量と使用先、ウランの在庫分量などの三分野からなり、60頁程度の少ない内容である。しかも、問題は申告の分量の少なさだけでなく中身にあった。²⁵⁾

提出された申告書に基づき、検証作業を行い、それに従い最終的に核の廃棄作業の履行に移るというロードマップからみて、申告書が決定的な重大性を持っていたことは言を待たない。「すべての核計画についての完全かつ正確な申告」をブッシュ政権が求めてきたことを踏まえると、北朝鮮が行ったすべての核関連活動について完全かつ正確に記載される必要があった。

要するに、真剣に問われるべきであったのは北朝鮮の核兵器計画の全貌・全容からみて、申告書がどの程度をカバーしたものであったかである。記載された申告内容が正しいかどうか。過小申告や虚偽の申告の可能性が十分あるが、その場合、どうするのか。未申告のものについては、どうするのか。ブッシュ政権はプルトニウムの抽出量を検証できれば、核兵器の保有数を特定できるとの見識を示したが、ことはそれほど容易ではない。北朝鮮は30キロのプルトニウムを抽出したと申告を行ったが、30キロの申告が正確どうかを判断するために黒鉛炉での北朝鮮の記運転録を克明に精査する必要がある。そのためには、申告の検証に北朝鮮による協力を確保することが不可欠であるとはいえ、その協力が確保されなかった場合、どうなるのか。かりに協力を得て申告分を検証できたとしても、その申告が明らかに過少申告や虚偽の申告であり、他に大量のプルトニウムが秘匿された場合にはどうなるのか。

別文書扱いの問題

さらに問題化するのが高濃縮ウラン計画とシリアルへの核関連技術の移転問題である。これについて、既述のとおり、4月上旬のシンガポールでの

米朝協議で、申告書とは別に別文書で記載することで合意された。これは合意をまとめたい一心のライス国務長官やヒルが問題の重大性など度外視して、これまた合意をまとめたい一心のブッシュ大統領を説得し、北朝鮮当局の意向に従った結果であった。当初の基本方針と食い違う別文書で高濃縮ウラン計画や核関連技術のシリアル移転について、「米国が懸念を示し、北朝鮮がその懸念を認める」形で妥結した。²⁶⁾ その別文書で虚偽の内容が記載された場合、どのようにその虚偽を暴くのか。ともあれ、今後の道筋として、申告の検証問題を論ずべく6カ国協議が開催される運びとなった。

テロ支援国家の指定解除問題

1998年9月のソウル・オリンピックの妨害を狙い引き起こしたとされる大韓航空機爆破事件を重大視したレーガン政権は同年、北朝鮮をテロ支援国家に指定した。²⁷⁾ これに加え、いくつもテロ事件を引き起こしたが、我が国にとって最大の関心事となつたのが日本人拉致事件の被害者の救済と事件の究明であった。

ところが、既述のとおり、申告書と別文書の提出の見返りとして、テロ支援国家の指定解除と敵国通商法の適用解除に応じることをブッシュ政権が決めた。

元来、指定解除や適用解除と申告書の提出にはつながりはなかった。申告書の提出があろうとなかろうと、北朝鮮体制が引き起こした所業の数々に照らし、同国家がテロ支援国家であることに変わりはない。申告書の提出とテロ支援国家の解除問題が結びついたのは、2007年2月の「初段階の措置」の合意で、「すべての核計画についての完全かつ正確な申告書」の提出と引き換えに、指定解除を求めた北朝鮮側の要求をブッシュ政権が容認したことによる。

金正日指導部がそれまでに指定解除に拘ったのは、指定の解除に伴い、世銀やIMFなど国際金融機関からの融資が転がり込むからであった。加えて、敵国通商法が適用除外されたことで、約3000万ドルもの在米資産も凍結解除となる。²⁸⁾

とはいって、1970年代から幾つものテロ事件を続発させた国家の指定を解除するというのは、どういった物差しで測られたものなのか改めて考えさせられてしまう。これでは、イラン、シリア、キューバ、スーサンなど他のテロ支援国家が指定を解かれないのはどのような理由に基づくものなのかも問われかねない。²⁹⁾ こうしたことがまり通り通るのであれば、他のテロ支援国家をして金指導部を模倣しようと動機付けられてもおかしくはない。

6カ国協議の首席代表会合と検証を巡る米朝対立

6月26日の北朝鮮による申告書と別文書の提出を受け、検証手続きなどについて合意すべく第6回6カ国協議の首席代表会合が北京で7月10日から12日まで開催された。一応の成果として、12日、申告の検証手続きについての原則、経済・エネルギー支援、核関連施設の無能力化の完遂を骨子とするとするプレス・コミュニケが発表された。³⁰⁾

プレス・コミュニケには幾つかの合意内容が盛り込まれた。一つは検証メカニズムの設置についてであった。検証メカニズムは参加国の首席代表者によって編成され、検証は協議参加6カ国の専門家によって行われる。検証措置には主に核関連施設への訪問、申告書の検討、技術者との面談などが含まれた。すなわち、申告文書の検証の実施に当たり、文書の検討を踏まえ、施設の訪問と技術者との面談が実施されることがその骨子であった。また必要に応じ、IAEAから助言や支援を受けることができるところとされた。他方、経済・エネルギー支援について、重油とその他の資材や設備の提供を10月の終わりまでに完遂するのに同時に並行する形で、北朝鮮は同じ時期までに、寧辺の核関連施設の無能力化を完遂することが義務付けられた。

焦点となったテロ支援国家の指定解除は8月11日に発効する予定であったが、申告の検証の進捗状況如何ではその限りではなかった。この発効期日までに、申告の検証に対し十分な協力が北朝鮮から得られないのであれば、解除の再検討、

撤回の可能性もあるとの姿勢をブッシュ政権は崩してはいなかった。³¹⁾

先の会合で検証メカニズムの大枠では合意されたものの、その細目で合意できなかったため、作業部会でつめの作業が残った。しかし、作業部会での検証をめぐり米朝は激しく対立した。³²⁾ 検証についてのブッシュ政権の立場は極めて厳格であった。申告書に記載があるとないとにかくわらず、査察官はいかなるサイト、施設、場所へのアクセスが認められ、査察官は多種多様な監視、記録、探知機器を使用できるものでなければならぬとの立場であった。³³⁾ こうした検証手続きを定めた検証議定書の締結は北朝鮮の行う責務である申告の一部であり、テロ支援国家の指定解除の前提条件であると米国側は断じた。言葉を換えると、北朝鮮による申告書の提出に当たり、ブッシュ政権はプルトニウム計画についての正式の申告書とウラン計画や核移転活動などについての別文書を分けることを認めたが、査察においては上記のとおり厳格に実施するとの路線を堅持した。検証は譲歩を続けたブッシュ政権にとって最後の砦というべきものであった。

これに対し、検証議定書の締結に北朝鮮当局が応じる可能性は皆無であった。当局が持ち出した論法は、2007年10月の「第二段階の措置」の合意では、検証は要求されていないというものであった。³⁴⁾ すなわち、検証議定書を締結する責務はないとして、その上で、政権の要求する検証手続きがあまりに強制的な内容であると北朝鮮側は反駁した。とはいって、5月の段階で北朝鮮当局がブッシュ政権に対し検証活動に完全に協力することに同意しているところをみると、都合が悪くなれば、以前に行った確約を簡単に覆す北朝鮮当局の姿勢が見られる。³⁵⁾

検証議定書の締結に北朝鮮が応じるまで、テロ支援国家の指定解除は行われないと立場をブッシュ政権が示すと、これに対し、指定の解除が行われないのであれば、無能力化作業を中止すると北朝鮮当局は切り替えた。³⁶⁾

無能力化作業の中止と核活動の再開

こうした検証議定書を巡る米朝の確執に加え、テロ支援国家の指定解除には米国内だけでなく、日本政府からも強い反発があったことにはブッシュ政権も考慮せざるをえなかった。このため、8月11日に発効予定であった指定解除をブッシュ政権は一旦見送ることを決めた。³⁷⁾

これに対し、予想通り北朝鮮当局が猛反発した。8月26日、北朝鮮当局はテロ支援国家の指定解除の前に、検証議定書の締結を求めた米国側の主張は受諾できないとし、無能力化済みの施設を復旧する措置に訴えると反駁した。³⁸⁾『朝鮮中央通信』の報道によれば、「第二段階の措置」の合意の下で、北朝鮮は申告を行う一方、米国はテロ支援国家の指定を解除する責任を負った。北朝鮮は6月26日に申告書を提出したことで、その公約を遵守した。これに対し、米国は検証議定書の締結に応じなかっという理由を挙げ、予定期日内にテロ支援国家からの指定解除を行わなかった。これは、合意への露骨な違反である。「米国に反抗的である国家」の指定リストに載っていることを北朝鮮は一向に構わない。米国が合意を破った今、北朝鮮は「行動対行動」の原則にしたがい対抗策をとらざるをえない。第一に、北朝鮮は合意にしたがい履行中であった核施設の無能力化作業を直ちに中止することを決めた。この段階は8月14日に着手され、関係当事国にすでに通告された。第二に、北朝鮮は寧辺の核関連施設を当初の状態に復旧する段階を直ちに熟慮する。このように北朝鮮当局は断じた。

しかも検証手続きを巡る米朝の確執と指定解除の遅延に期を合わせて起きたのが、最高権力者・金正日が8月中旬に深刻な健康問題を患ったとの報道であった。金正日が脳卒中で倒れた可能性があるとの報道は様々な憶測を生んだ。金がどのような健康状態にあるのか。金が実際に権力を掌握しているのかどうか。もしもそうでないとすれば、金正日の後継者は誰になるのか。金が最後の公式の場に姿を見せたのは8月12日であった。その金が9月9日の朝鮮民主主義人民共和国建国60周年記念日の公式式典にも姿を現さなかったこと

は金の健康状態だけでなく、金の権力掌握能力に疑問を投げかけた。³⁹⁾ この間、北朝鮮のメディアは金の不在について不気味な沈黙を続けた。

これに連動して、状況は著しく不安定かつ不透明となつた。無能力化済みの核施設を復旧する意思を表明した北朝鮮当局は、保管場所から器材を核施設に搬入し、IAEAに対し施設から封印を解くよう要求した。⁴⁰⁾

しかもこの間、弾道ミサイル開発も活発化じだしたことは不穏な状況をさらに煽ることになった。平安北道鉄山郡の東倉里（トンチャンリ）で長距離弾道ミサイルの発射施設の建設が急ピッチで進んでいた。同施設で移動式発射台と10階建の塔が確認されており、米国西海岸に主要都市を射程に捉える可能性を持つテポドン2号弾道ミサイルの発射用に建設されていると目される。発射施設は8割方完成し、その稼動は近いとされる。⁴¹⁾ また東倉里のミサイル発射施設で、テポドン2号のエンジンの燃焼実験が2008年5月か6月頃に行われていたことも明らかになった。⁴²⁾

こうした急変する事態に応すべくブッシュ政権はさらなる譲歩を迫られた。10月1日に訪朝したヒルは金・北朝鮮首席代表と直ちに協議を行った。前述のとおり、申告書の提出にあたり妥協していたブッシュ政権であったが、検証については、申告済みの施設や活動であるか、未申告の施設や活動であるかどうかにかかわらず、徹底した査察を前提とする厳しい検証手続きに拘ってきた。しかし、ヒルはそうした厳格な姿勢を崩し、検証についても妥協する用意があることを示唆した。つまり、正式の申告書に記載のある申告済みの施設や活動などについての検証と、別文書で触れられている未申告の施設や活動についての検証を分離するものである。⁴³⁾

そしてこのことは高濃縮ウラン計画や核移転活動など未申告の施設や活動の検証には北朝鮮当局の同意が前提となり、当局はこれらの疑惑の活動についての検証を拒絶することができることを意味する。⁴⁴⁾ この結果、申告済みの寧辺の核関連施設と同施設での活動に査察が限定され、最大の懸念対象となった活動は検証の対象外におかれか

ねない。これよって、検証というブッシュ政権にとっての最後の砦も切り崩され、霧の中にあった核活動は今後も霧の中に残されることになる可能性が出てきた。

土壇場でまたしても譲歩を行ったブッシュ政権は10月11日に米朝間で検証手続きに合意に達したとの認識に立ち、指定解除に正式に踏み切った。当初の予定からちょうど二ヵ月間、延期されたものの、指定解除は実現した。これに北朝鮮側は満足の意を表明し、核関連施設の復旧作業は中止され、無能力化作業が再開された。⁴⁵⁾

結語

2007年の終わりまでに6カ国協議の焦点は核関連活動の申告問題に移っていた。任期切れを前に成果を急ぐブッシュ政権は金指導部に対し「すべての核活動についての完全かつ正確な申告」の提出を要求しながら、申告書の提出を巡り膠着状態に陥ると、寧辺の核関連施設の活動を盛り込んだ申告書と別に、懸念を生んだ高濃縮ウラン計画や核移転活動について別文書扱いという灰色ともいうべき特例を認めた。それでも、検証において特例措置を認めないと厳格な検証手続きを要求したものの、核活動の再開や弾道ミサイルの開発などに見られる北朝鮮による猛反発を受け、これまた拘ってきた検証手続きにおいても譲歩を行い、テロ支援国家の指定を解除した。

ブッシュ政権が遅かれ早かれこうした検証上の譲歩や指定の解除を行うことは予想されていたことである。ただ想定外であったのは2008年8月に金正日が脳卒中で倒れるという不測の事態であった。ブッシュ政権にしてみれば、これまで金正日には散々、振り回されてきた思いも強いであろうが、金が北朝鮮体制の中で取引可能な相手であったことは確かである。しかし、疾病に伴い金が権力を喪失しかねないという流動的な事態と、それに伴い最強硬派である朝鮮人民軍へ権力が移行しかねない可能性が表出している。もしも今後、軍部による集団指導体制が確立される事態ともなれば、米国にとって取引の可能性はさらに狭められてしまう可能性もある。

そうした事態の下では、6カ国協議のプロセスが頓挫し、これに伴い北朝鮮による核開発と弾道ミサイル開発がこれまで以上に野放しになるといった一層悪化した状況に迫られる可能性がある。今回の検証上の譲歩により検証対象は寧辺での申告済みの施設やその核活動に限定されるであろうが、6カ国協議のプロセスを存続させることができるとても肝要であるとの認識に立てば、「第二段階の措置」の履行を完遂させるべくブッシュ政権が検証において譲歩を行ったことに一定の評価を行う必要はある。これをもってブッシュ政権は幕引きとなり、6カ国協議の「第三段階の措置」の合意とその履行はオバマ政権に委ねられることになる。

注

- 1) 共同声明について、"Joint Statement of the Fourth Round of the Six-Party Talks, Beijing, September 19, 2005," U.S. State Department, (September 19, 2005.); and "Joint Statement on North Korea's Nuclear Programme, September 19, 2005," *Disarmament Documentation*, (September 19, 2005.) 外務省報道について、「第4回六者会合に関する共同声明(2005年9月19日)」「第4回六者会合(平成17年7月, 9月)」(六者会合・外務省ホームページ)。
- 2) 「共同声明の実施のための初期段階の措置」について、"Joint Statement from the Fifth Round of Six Party Talks," Arms Control Association: Press Room, (February 13, 2007.) 外務省報道について、「共同声明の実施のための初期段階の措置」(2007年2月13日)、「第5回六者会合第3セッションの概要」(2007年2月13日)、「第5回六者会合第三次会合(平成19年2月8日~13日)」(六者会合・外務省ホームページ)。
- 3) 外務省報道について、「共同声明の実施のための第二段階の措置」(2007年10月3日)(六者会合・外務省ホームページ)。Peter Crail, "Deadline Set for Yongbyon Disablement," *Arms Control Today*, (November 2007.); and "North Korea: Good Progress, but Obstacles Remain," *Disarmament Diplomacy*, Issue No. 86, (Autumn 2007.)
- 4) 無能力化作業に着手したことを伝える『朝鮮中央通信』報道について、"KCNA Report on Visit to Area of Nyongbyon by Those Concerned and Nuclear Experts," KCNA, Pyongyang, (November 30, 2007.)
- 5) 金総書記宛の書簡について、"Bush Sends Letter to N.Korean Leader," AP, (December 6, 2007.); "A

- New Bush Tack on North Korea," *New York Times*, (December 7, 2007.); and "Bush Sends N.Korea Leader a Personal Letter: Urges Nuclear Disclosure," *International Herald Tribune*, (December 7, 2007.); "Bush Letter to Kim Urges Full Nuke Disclosure," *Washington Times*, (December 7, 2007.); and Larry A.Niksich, "North Korea's Nuclear Weapons Development and Diplomacy," CRS Report RL33590, (Updated January 21, 2008.) p.4.「ブッシュ大統領が金総書記に親書」『読売新聞』(2007年12月7日)。
- 6) この点について、"North Korea Misses Nuclear Deadline," *AP*, (December 31, 2007.); and "North Korea Misses Deadline for Nuclear Declaration," *Reuters*, (January 1, 2008.) 「北朝鮮の核計画申告未提出、米国務省報道官が不満を表明」『読売新聞』(2007年12月31日)。
- 7) 『朝鮮中央通信』によれば、11月の段階で核活動についての申告を米国に通知した。申告の内容について米国側との十分な協議を行い、申告に関し北朝鮮は履行すべきことは行った。輸入アルミニウム管が使用された軍事施設への訪問を認め、提出の要請にしたがいサンプルを提出した。ところで、アルミニウム管はウラン濃縮と何の関係もない。加えて、云々されたシリアとの核協力について核兵器、技術、情報を移転した事実はなく、事実無根の批判である。他方、他の参加国の履行義務である北朝鮮への重油とエネルギー関連器材と物質の配達は予定の半分にも達していないことに加え、北朝鮮をテロ支援国家から指定解除し、敵国法の適用除外の約束を米国側は遵守しなかった。6カ国協議での合意に一貫したものは、「行動対行動」の原則であり、他の参加国が責任の履行を怠った以上、「行動対行動」の原則に従い、若干の核施設の無能力化作業の速度を調節せざるをえない。同時並行行動の原則に従い全ての参加国が協調的に誠実な努力を行えば、10月3日合意は履行できると、同声明は結んだ。"DPRK Foreign Ministry Spokesman on Issue of Implementation of October 3 Agreement," *KCNA*, (January 4, 2008.)
- 8) 北朝鮮による申告書の不備を指摘する米政府見解について、"US does not See North Korea Nuclear Account as Final Declaration," *BBC*, (January 5, 2008.); and "North Korea Says Earlier Disclosure was Enough," *New York Times*, (January 5, 2008.) 「核で北朝鮮から「正式な文書による申告ない」…ヒル氏」『読売新聞』(2008年1月5日)。
- 9) この点について、"Hill Wants N.Korea Progress by End-Feb," *AFP*, (January 11, 2008.) 「ヒル次官補と中国次官、北の核完全申告対応で合意」『読売新聞』(2008年1月10日)。
- 10) この点について、"U.S. to Hold N.Korea to Vows," *Washington Times*, (November 29, 2007.); and *op. cit.*, "North Korea's Nuclear Weapons Development and Diplomacy," p.4.
- 11) "Report to Congress on Nuclear and Missile Programs of North Korea," The White House, (November 2007.); *op. cit.*, "North Korea's Nuclear Weapons Development and Diplomacy," pp.4-5; and Larry A. Niksch, "Korea-U.S. Relations: Issues for Congress," CRS Report RL33567, (Updated April 28, 2008.) pp.4-5.
- 12) "North to Miss Today's Declaration Deadline, *JoongAng Ilbo*, (December 31, 2007.); "North Korea Produced 30 kg of Plutonium," *Reuters*, (April 20, 2008.); *op. cit.*, "Korea-U.S. Relations: Issues for Congress," pp.4-5; and *op. cit.*, "North Korea's Nuclear Weapons Development and Diplomacy," p.5.
- 13) この点について、Sharon Squassoni, "Weapons of Mass Destruction: Trade between North Korea and Pakistan," CRS Report RL31900, pp.6-7; and *op. cit.*, "North Korea's Nuclear Weapons Development and Diplomacy," p.5.これに関連して、20基以上の遠心分離器をカーンが北朝鮮に提供したとムシャラフ大統領が自伝の中で供述している。Perez Musharraf, *In the Line of Fire: A Memoir*, (New York: Free Press, September 2006.) p.296.
- 14) 北朝鮮当局による反発について、"N.Korea Offers Evidence to Rebut Uranium Claims," *Washington Post*, (November 10, 2007.); and Peter Crail, "NK Continues Denial of Enrichment Program," *Arms Control Today*, (December 2007.)
- 15) この点について、"Uranium Traces Found on N.Korean Tubes," *Washington Post*, (December 2007.); "US Asks N.Korea to Clarify Pakistan N-link," *Dawn the Internet*, (December 7, 2007.); and *op. cit.*, "North Korea's Nuclear Weapons Development and Diplomacy," p.5.「ウラン濃縮の分離器、北朝鮮は「パキスタンから入手」否定」『読売新聞』(2007年12月23日)。
- 16) イスラエル空軍による爆撃について、"Syria May be at Work on Nuclear Facility," *Washington Post*, (September 13, 2007); and Leonard S.Spector and Avner Cohen, "Israel's Airstrike on Syria's Reactor: Implications for the Nonproliferation Regime," *Arms Control Today*, (July/August 2008.)
- 17) この点について、"CIA to Describe North Korea-Syria Nuclear Ties," *Los Angeles Times*, (April 23, 2008.); "CIA Presents New Evidence of Syria-

- N.Korea Nuclear Link," *the Online News Hour*, (April 24, 2008.); and *op. cit.*, "North Korea's Nuclear Weapons Development and Diplomacy," p.5.「北朝鮮、シリアに遠心分離器を移転か…米当局者が懸念」『読売新聞』(2007年12月1日)。
- 18) この点について、"Nuclear Talks with N.Korea Make Progress, US Says," *Reuters*, (April 8, 2008.); "U.S. Ready to Ease Sanctions on North Korea," *Washington Post*, (April 11, 2008.); and *op. cit.*, "Korea-U.S. Relations: Issues for Congress," p.5.「米朝会談始まる、核開発とシリアへの核協力疑惑が焦点」『読売新聞』(2008年4月8日)。「核申告「ウラン濃縮と技術移転」で米朝暫定合意…政府高官」『読売新聞』(2008年4月16日)。
- 19) 申告書の提出について、"North Korea Submits Nuclear Declaration to China," *AP*, (June 26, 2008.); and Peter Crail, "North Korea Delivers Nuclear Declaration," *Arms Control Today*, (July/August 2008.)「北朝鮮が核計画の申告書提出、米はテロ指定解除に着手」『読売新聞』(2008年6月26日)。
- 20) この点について、"Fact Sheet, North Korea: Presidential Action on State Sponsor of Terrorism (SST) and the Trading with the Enemy Act (TWEA)," Office of the Spokesman, U.S. State Department, Washington, D.C., (June 26, 2008.); "Daily Press Briefing," Tom Casey, Deputy Spokesman, U.S. State Department, Washington, D.C., (June 26, 2008.); and "Bush Offers Carrots in Exchange for North Korea Nukes Declaration," *Fox News*, (June 26, 2008.)「北朝鮮の核計画申告書提出、米大統領「重要な一步」」『読売新聞』(2008年6月26日)。
- 21) この点について、Larry Niksch and Raphael Perl, "North Korea: Terrorism List Removal ?" CRS Report RL30613, (Updated January 14, 2008.); and *op. cit.*, "North Korea Delivers Nuclear Declaration."
- 22) 『朝鮮中央通信』報道について、"DPRK Foreign Ministry's Spokesman on U.S. Lifting of Major Economic Sanctions against DPRK," *KCNA*, (June 27, 2008.)「テロ支援国指定解除、北朝鮮が歓迎表明」『読売新聞』(2008年6月28日)。
- 23) 「北朝鮮・寧辺の減速炉冷却塔を爆破…非核化を演出」『読売新聞』(2008年6月27日)。
- 24) *op. cit.*, "North Korea Delivers Nuclear Declaration."
- 25) 「北朝鮮が核計画の申告書提出、米はテロ指定解除に着手」『読売新聞』(2008年6月26日)。
- 26) *op. cit.*, "North Korea Delivers Nuclear Declaration."
- 27) この点について、*op. cit.*, "North Korea: Terrorism List Removal ?" p.13.
- 28) この点について、*op. cit.*, "Korea-U.S. Relations: Issues for Congress," p.8.「テロ指定解除 不完全申告に米が大幅譲歩」『読売新聞』(2008年6月27日)。「北テロ指定解除へ「成果」焦る米政権」『読売新聞』(2008年6月20日)。
- 29) この点について、"Country Reports on Terrorism 2006," The Department of State, Released by the Office of the Coordinator for Counterterrorism, (April 30, 2007.); and *op. cit.*, "North Korea: Terrorism List Removal ?" p.9.前掲・「テロ指定解除 不完全申告に米が大幅譲歩」。
- 30) 外務省報道について、「第6回六者会合に関する首席代表者会合(概要)」(平成20年7月)。「第6回六者会合に関する首席代表者会合のプレスコミュニケ」(北京)(2008年7月12日)。"Six-party Negotiators Agree on Verification Mechanism," *Xinhua*, (July 12, 2008.); Peter Crail, "Verification Dispute Stalls NK Nuclear Talks," *Arms Control Today*, (September 2008.)
- 31) 「核無能力化「10月完了」、北テロ指定解除「秒読み」」『読売新聞』(2008年7月13日)。
- 32) 「「6か国」閉幕、日本政府に不満と不安」『読売新聞』(2008年7月13日)。
- 33) この点について、*op. cit.*, "North Korea Moves to Restart Key Nuclear Plant."
- 34) *op. cit.*, "North Korea Moves to Restart Key Nuclear Plant."
- 35) Peter Crail, "NK Delivers Plutonium Documentation," *Arms Control Today*, (June 2008.)
- 36) Peter Crail, "Verification Dispute Stalls NK Nuclear Talks," *Arms Control Today*, (September 2008.); and *op. cit.*, "North Korea Moves to Restart Key Nuclear Plant."
- 37) この点について、"Early Withdrawal of N.Korea from Terror List Unlikely: US," *Dawn the Internet*, (August 11, 2008.)「北朝鮮の「テロ支援国」指定解除、米が延期を確認」『読売新聞』(2008年8月12日)。
- 38) "Foreign Ministry's Spokesman on DPRK's Decision to Suspend Activities to Disable Nuclear Facilities," *KCNA*, (August 26, 2008.)
- 39) この点について、"Kim Jong-il Misses Anniversary, Reportedly Suffers Stroke," *Washington Times*, (September 9, 2008.); and *op. cit.*, "North Korea Moves to Restart Key Nuclear Plant."「金総書記に脳卒中の可能性…建国式典欠席で米メディア報道」『読売新聞』(2008年9月10日)。

- 40) この点について、*op. cit.*, "North Korea Moves to Restart Key Nuclear Plant." またこれに関連して、2007年11月に、北朝鮮当局は3つの主要施設を無能力化するために11段階の措置に同意した。8月中旬に無能力化作業が中止された時点で、8つの段階の措置は完了していた。無能力化作業が完了すれば、施設の再稼動まで少なくとも1年かかるとみられる。
- 41) ミサイル発射施設の建設について、"North Korea Tests Engine of Long-Range Missile, Report Says," *Washington Post*, (September 17, 2008.) 「北朝鮮が新たな長距離ミサイル発射施設、米専門家らが解析」『読売新聞』(2008年9月11日)。
- 42) 燃焼実験について、「北朝鮮が新施設で「テボドン」燃焼実験か…韓国紙報道」『読売新聞』(2008年9月16日)。
- 43) この点について、「「寧辺」限定でもテロ指定を暫定解除、米朝が「分離案」」『読売新聞』(2008年10月3日)。
- 44) この点について、「米、北朝鮮のテロ支援国指定解除を発表」『読売新聞』(2008年10月12日)。
- 45) この点について、前掲・「米、北朝鮮のテロ支援国指定解除を発表」『読売新聞』。「未申告施設の立ち入り調査、北朝鮮に拒否権…テロ指定解除」『読売新聞』(2008年10月12日)。